

香川県精神障害者ピアサポーターの登録・活動について



○精神障害者ピアサポーター(以下、「ピアサポーター」とは？

ピアサポーター・・・「同じような体験をしている仲間同士」という意味

ご自身の病気の経験を活かして、同じ境遇の仲間同士が互いに助け合い、退院や地域での生活を応援する人のことをいいます。同じ病気を経験しているからこそできる支援があります。

○ピアサポーターは、どんな活動をするの？(活動内容)

①精神障害者の地域移行・地域定着に向けた支援

②精神障害者の理解・啓発に関する事業など

例えば◆精神科病院の入院患者さんやその家族、病院スタッフの方に、病気との付き合い方や地域での生活に関する体験についての話をする。

◆入院患者さんの外出やグループホーム、作業所などの見学に同行し、退院準備のためのお手伝いを行う。

◆当事者同士の交流会(入院患者さんとの集い、地域の当事者の集い)に参加し、悩みを抱えている方の声に耳を傾ける。

◆支援者(医療福祉関係者等)への研修会、一般の地域住民への講演会、家族会などに参加して体験発表等を行う。周りの方の理解を促す活動を行う。

ピアサポーター登録要件

- ・精神障害者(精神疾患を有している)本人であり、精神科への通院又は入院歴がある方
※精神障害者保健福祉手帳所持の有無は問いません。

ピアサポーター活動申込み・登録の手続き

- ・ピアサポーター活動を希望される方
- ・支援機関からピアサポーターとして推薦され、活動を希望される方

①香川県が実施している『精神障害者ピアサポーター養成講座』を受講する。



②「精神障害者ピアサポーター活動申込書(様式1)」を香川県障害福祉課へ提出する。
*申込みにあたり、主治医の許可、ご自身を支援してもらえる(相談できる)支援者の了解をもらってください。(申込み用紙にチェック項目があります。)



③香川県障害福祉課の担当者との面接を行う。面接には、支援者の方にもご参加いただいて、活動の希望や留意点等を確認します。
※前年度に活動申込みをされた方は面接を省略します。



④香川県障害福祉課でピアサポーターの登録、名簿の管理を行う。
香川県障害福祉課では「精神障害者ピアサポーター活動申込者名簿(様式2)」により名簿を作成・保管します。

名簿情報の取扱い

ピアサポーター活動申込者名簿情報（氏名、性別、年齢、住所地、活動に関する情報）は、ピアサポーター活用の推進及び長期入院精神障害者の地域移行に係る事業において使用します。保健所・市町（自立支援協議会含む）等でピアサポーターと活動・連携を図っている関係機関には「精神障害者ピアサポーター情報提供名簿（様式3）」により活動可能な人材を情報提供します。

*いただいた個人情報とは本事業の目的以外には使用しません。

名簿の更新・抹消等の手続き

- ピアサポーター登録は、年度ごとに行われます。
- 年度末に、翌年度の活動希望の確認が行われますので、継続して活動を希望される方については再登録がなされ、希望されない方については再登録されません。
- 登録はいつでも辞退することができます。香川県障害福祉課に連絡してください。

ピアサポーターが行う活動について

ピアサポーターが行う活動は次の業務とします。

- ①精神障害者の地域移行・地域定着に向けて必要な支援
- ②精神障害の理解・啓発に関する事業など

活動依頼について

- ①ピアサポーターに活動を依頼される機関は、必ず事前に香川県障害福祉課に連絡を行い、ピアサポーターや支援機関（支援者）の情報提供を受けてください。情報提供を受けた後、活動依頼機関から直接ピアサポーターまたは支援機関（支援者）に連絡を行い、活動内容の相談を行ってください。
- ②ピアサポーター支援機関（支援者）は、活動依頼について、ピアサポーターの調整、活動支援をお願いします。

活動実施の流れについて

- ①依頼機関からピアサポーター活動依頼が香川県障害福祉課になされる。



- ②香川県障害福祉課からピアサポーターまたは支援機関（支援者）に依頼のあった活動内容を相談（打診）。



- ③活動依頼を受ける場合には、担当ピアサポーターの了解を得て、依頼機関へピアサポーターや支援機関の情報を提供。



- ④直接、依頼機関とピアサポーターまたは支援者で連絡をとり、ピアサポーター活動を実施。



- ⑤ピアサポーターは活動実施後に「ピアサポーター活動報告書（様式4）」を香川県障害福祉課にFAXか郵送で送付。

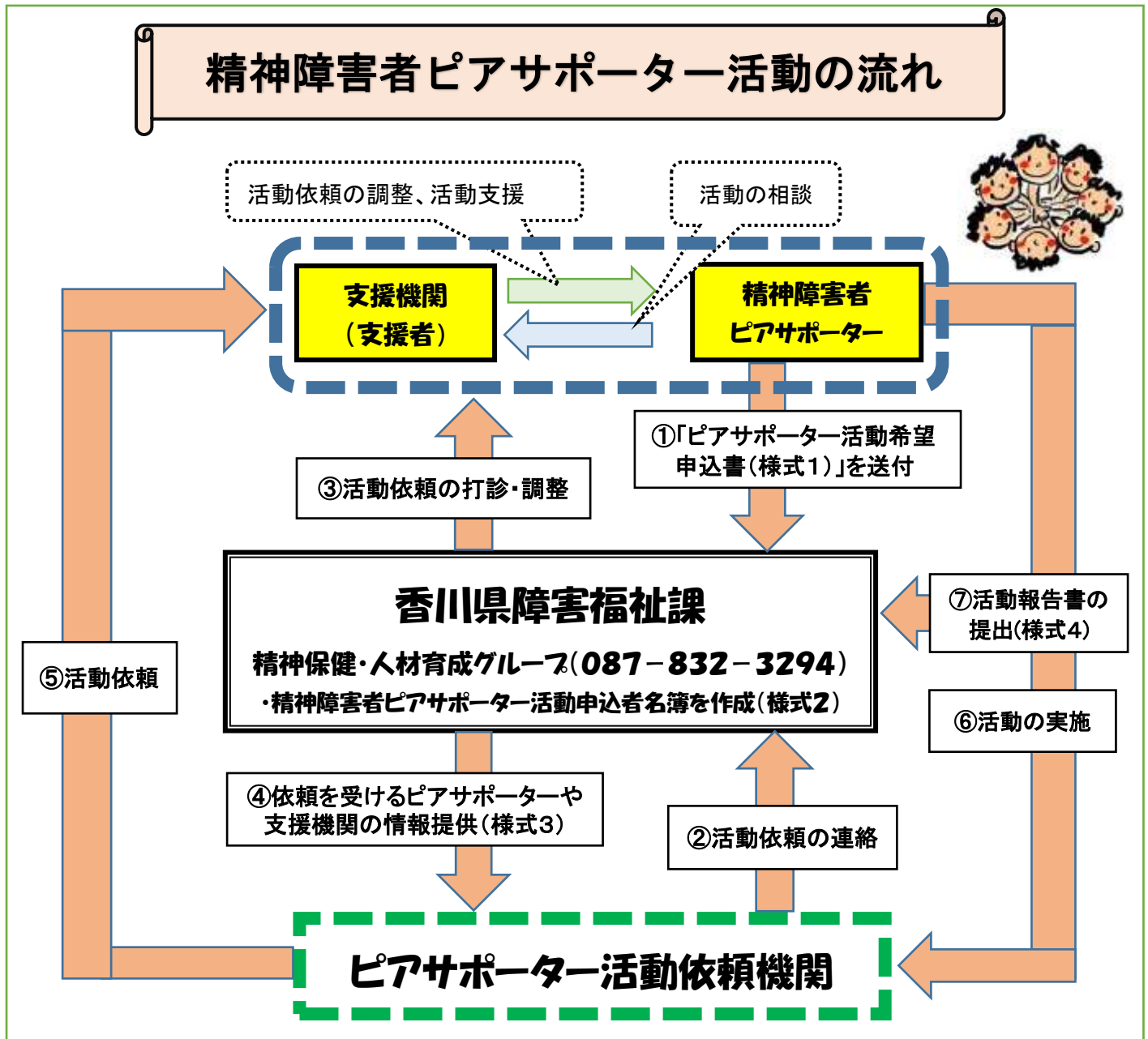
（ピアサポーター活動を推進していくための参考とします。）

ピアサポーターへの謝金等について

- ・香川県からの依頼によりピアサポーター活動に従事した場合は、1回あたり2,000円を基準に謝金等の支払いを行います。
 - ＊「ピアサポーター活動報告書（様式4）」を確認した上で謝金を支払います。
- ・香川県以外の機関からの依頼の場合には、当該機関の規程等によります。

その他留意事項

- ・ピアサポーターは、活動の中で知り得た個人情報等について、外部にもらしてはなりません。また、ピアサポーターを退いた後も同様です。



【問合せ先】

香川県健康福祉部障害福祉課
精神保健・人材育成グループ
〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号
TEL 087-832-3294 (直通)
FAX 087-806-0240

R4年1月17日改訂